

芦屋市条例第2号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 総務関係				1 総務関係			
(略)				(略)			
2 民生関係				2 民生関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～ 33	(略)			1～ 33	(略)		
34	<u>介護保険法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査</u>	<u>指定介護予防支援事業者指定申請手数料</u>	<u>1件につき 14,000円</u>				
35	<u>介護保険法第115条の31の規</u>	<u>指定介護予防支援</u>	<u>1件につき</u>				

改正後				改正前			
	定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	事業者指定更新申請手数料	7,000円				
36	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。37の項において同じ。）の指定の申請に対する審査	(略)		34	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者（同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。35の項において同じ。）の指定の申請に対する審査	(略)	
37	(略)			35	(略)		
3 建設関係				3 建設関係			
(1) 租税特別措置法関係				(1) 租税特別措置法関係			
(略)				(略)			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～36	(略)			1～36	(略)		
36-2	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建	(略)		36-2	法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又	(略)	

改正後				改正前			
	蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査				は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査		
36-3	建築基準法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(略)		36-3	法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	
37～66	(略)			37～66	(略)		
66-2	建築基準法施行令(昭和25年政令第33号)第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円				
67	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築基準法令の適用を受けない建築物を移転する	(略)		67	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第1項第2号の規定に基づく建築基準法令の	(略)	

改正後		改正前	
	場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		適用を受けない建築物を移転する場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査
68	(略)	68	(略)
69	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下(2)建築基準法関係の表において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	69	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物（以下(2)建築基準法関係の表において「適判建築物」という。）の部分（以下同表において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査
(3) 屋外広告物関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係		(3) 屋外広告物関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係	

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係				(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表にお	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。）床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する	1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下同表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下同表にお	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（次項及び3の項において「他の計画記載建築物の場合」という。）床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの（略） ロ その他の場合（工場、倉庫、その他これらに類する

改正後			改正前				
	いて「適合性判定」という。)の申請に対する審査		用途に供する建築物(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「工場等」という。)の場合に限る。) (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下同表において「モデル建物基準」という。)による場合床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの(略) (2) (略) ハ (略)		「適合性判定」という。)の申請に対する審査	用途に供する建築物(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「工場等」という。)の場合に限る。) (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下同表において「モデル建物基準」という。)による場合床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの～50,000㎡を超えるもの(略) (2) (略) ハ (略)	
2	法第12条2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表におい	2	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	イ 他の計画記載建築物の場合における確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において

改正後				改正前			
			て同じ。)の変更しようとする部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。)の合計が300㎡以内のもの・300㎡を超えるもの(略) ロ・ハ(略)				同じ。)の変更しようとする部分(以下この項において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。次項、5の項及び6の項において同じ。)の合計が300㎡以内のもの・300㎡を超えるもの(略) ロ・ハ(略)
3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	(略)	3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	(略)

改正後			改正前			
	該当している旨の証明の申請に対する審査			いる旨の証明の申請に対する審査		
4	<p>法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>イ 市長が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅</p>	<p>4</p> <p>法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>イ 市長が定める機関により作成された法第35条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の市長が定める書類が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において同じ。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合</p> <p>a 一棟の建築物で住戸の数が1の住宅（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅</p>

改正後			改正前		
		<p>宅」という。)の場合 床面積の合計が200㎡ 以内のもの・200㎡を超 えるもの (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能 向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合</p> <p>(a) 省令第10条第2号 イ(2)及びロ(2)に規 定する基準(以下(9) <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上等に 関する法律関係の表 において「誘導仕様 基準」という。</u>)に よる場合 床面積の合計が200 ㎡以内のもの・200㎡ を超えるもの (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p>			<p>という。)の場合 床面積の合計が200㎡ 以内のもの・200㎡を超 えるもの (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ イに定める場合のほか は、1件につき、次に定め るとおりとする。</p> <p>(1) 住宅建築物に係る性能 向上計画である場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の場合</p> <p>(a) 省令第10条第2号 イ(2)及びロ(2)に規 定する基準(以下(9) <u>建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律関係の表に おいて「誘導仕様基 準」という。</u>)によ る場合 床面積の合計が200 ㎡以内のもの・200㎡ を超えるもの (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p>
5・	(略)		5・	(略)	

改正後			改正前				
6			6				
7	<p>法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準（以下同表において「仕様基準」という。）による場合 床面積の合計が200㎡以内のもの・200㎡を超えるもの (略) (b) (略) b (略) (2) (略)</p>	<p>7</p>	<p>法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「基準適合認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</p>	<p>イ (略) ロ イに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準（以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の表において「モデル住宅基準」という。）又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準（以下同表において「仕様基準」という。）による場合 床面積の合計が200㎡以内のもの・200㎡を超えるもの (略) (b) (略) b (略) (2) (略)</p>

改正後			改正前		
備考 (略)			備考 (略)		
4 消防関係			4 消防関係		
事務	手数料を徴収する事務	金額	事務	手数料を徴収する事務	金額
1	(略)		1	(略)	
2	消防	(1) (略)	2	消防	(1) (略)
法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ	法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ～ニ (略) ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ

改正後		改正前	
	<p>ロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p>		<p>ロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p>

改正後			改正前		
		(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u> へ～ヲ (略)			(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u> へ～ヲ (略)
	(3) (略)			(3) (略)	
3～7 (略)			3～7 (略)		
5 その他共通関係			5 その他共通関係		
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表のうち3 建設関係及び4 消防関係に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行する。